租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

マンション建替事業用

（租税特別措置法第31条の２第２項第10号及び第62条の３第４項第10号〔軽減税率、隣接施行敷地〕関係）

　年　月　日

横浜市長　山中　竹春　殿

申請者（事業の施行者）

所在地又は住所

名称又は氏名

下記施行マンションが租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の２第10項に規定する建築物に該当すること、下記施行再建マンションの延べ面積が施行マンションの延べ面積以上であること、当該施行再建マンションの住戸の規模がマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第15条第１項第１号又は同条第２項で定める基準のいずれかに該当すること、同項で定める基準に該当する場合にあっては、平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合することにつき、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の３第１項第10号ロ又は第21条の19第２項第10号ロの規定による証明を受けることを申請します。

記

１.　施行マンション及び施行再建マンションの所在地及び名称

２.　当該施行マンションについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の規定により同法第３章（第３節及び第５節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物であること。

３.　上記２.において当該施行マンションが、建築基準法第86条の９第１項において準用する同法第３条第２項の規定により同法の規定（同法第３章（第３節及び第５節を除く。）の規定に限る。）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないこととなる場合にあっては、同法第86条の９第１項各号に掲げる事業の名称及び当該事業の施行等により当該施行マンションの敷地面積が減少することとなった時期

４.　延べ面積

|  |  |
| --- | --- |
| 施行再建マンションの延べ面積 | ㎡ |
| 施行マンションの延べ面積 | ㎡ |

５．　当該施行再建マンションについて、

１）住戸の規模が施行規則第15条第１項第１号に定める基準に適合するものであること

２）施行規則第15条第２項の適用を受けるものであり、かつ、住戸の規模及び構造が平成26年国土交通省告示第1183号第１項第２号に定める基準に適合するものであること

…………………………………………………………………………………………………………

番号

　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

横浜市長

山中　竹春　　　印

注 １）都道府県知事の部分は、マンション建替事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

２）５.は１）又は２）を○で囲むこと。

３）本証明申請書を都道府県知事（市の区域内で行われる場合にあっては市長）宛てに提出するに際しては、施行マンションが２.及び施行再建マンションが５.に該当することを示す書面等を添付すること。

４）建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の９第１項に掲げる事業の施行等により施行マンションの敷地面積が減少することとなった時期とは、用地補償契約書における明渡期限をいう。